

田布施町 PR キャラクターイラスト使用取扱要綱を次のように定める

令和8年7月1日

田布施町長 東 浩 二

田布施町 PR キャラクターイラスト使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田布施町 PR キャラクターイラスト（以下「イラスト」という。）を使用することにより、田布施町（以下「町」という。）の観光資源及び農畜産物等を広く宣伝普及し、地域振興を図るため、イラストを使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「イラスト」とは、別図に示す基本デザイン及び町長が別に定めるデザインをいう。

(使用承認の基準)

第3条 何人もイラストを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 観光資源及び農畜産物等の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) イラストを自己の商標や意匠とするなどのおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体又は暴力団を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) その他町長が不適当と認めるとき。

(使用承認の申請等)

第4条 イラストを使用する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめイラスト使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。

- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるとき。

2 町長は、前項の申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、イラスト使用承認書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（使用承認の期間）

第5条 使用承認の期間は、承認の日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。
ただし、その更新を妨げないものとする。

（使用料）

第6条 イラストの使用料は、無償とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 第4条の規定による承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町のイメージアップが図られるよう品質の維持及び向上に努めること。
- (2) 承認されたデザイン及び用途のみに使用すること。ただし、イラストを独占的に使用しないこと。
- (3) イラストは、定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (4) 表示基準に関する関係法令を遵守すること。
- (5) 完成物件を速やかに提出すること。ただし、完成物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (6) イラストを使用した商品等に関する一切の責任を負うこと。
- (7) イラストを使用する権利を第三者に譲渡若しくは転貸しないこと。

（使用承認内容の変更）

第8条 使用者は、承認された内容について変更が生じたときは、イラスト使用内容変更承認申請書（様式第3号）をあらかじめ町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、イラスト使用内容変更承認書（様式第4号）により通知するものとする。

3 使用者は、前項の承認を受けた後も、前条の規定を遵守しなければならない。

（実態調査）

第9条 町長は、第4条で申請のあったイラストの使用状況について、調査することができる。

- 2 使用者は、前項に掲げる要請を受けたときは、イラストの使用実態を報告し、使用製品等を町長に提出しなければならない。

(使用の中止)

第10条 使用者は、承認期間中にイラストの使用を中止するときは、イラスト使用中止届出書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書を提出した者は、提出のあった日以降に、中止に係る物件の使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。

(承認の取消)

第11条 町長は、イラストの使用がこの要綱又は承認内容に反して使用されたときは、使用の承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消は、イラスト使用承認取消書(様式第6号)により通知するものとする。

(デザインの変更)

第12条 使用者は、第7条第3号ただし書によりイラストのデザインを改変しようとするときは、イラストデザイン変更申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、イラストデザイン変更承認書(様式第8号)により通知するものとする。
- 3 承認を受けて改変したデザインに関する著作権その他一切の権利は、町に帰属するものとし、使用者は、これについて自己又は第三者の名義で、商標権、意匠権その他の権利を主張し、又は出願若しくは登録をしてはならない。

(賠償責任等)

第13条 町は、イラストの使用の承認又は前条第1項に規定する承認の取消に関し、使用者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、イラストを使用した物品等により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。
- 3 使用者は、イラストの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年7月1日から施行する。